

広島県告示第三百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成十九年広島県告示第三百三十七号	
所在地		広島県広島市佐伯区五日市町下河内地内	
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因 自然現象 急傾斜地の崩壊	区域の名称	土砂災害の発生原因 自然現象 急傾斜地の崩壊
下河内二三〇（〇六五六― 一）地区	急傾斜地の崩壊	下河内二三〇（〇六五六― 一）地区	急傾斜地の崩壊